

選定基準

次の表に基づき、選定委員会で算定した合計点（評価点）により、評価点が最も高い応募者を優先交渉権者、2番目に高い応募者を次点交渉権者として選定する。

ただし、評価点60点未満の応募者は、優先交渉権者及び次点交渉権者として選定しません。

なお、評価点が同点となった場合は、下記の順に選定を行い、それでも同点の場合は、後日当事者によりくじによる抽選を行うものとする。

【選定順位1】審査項目②「命名権料（年額）」の点数が高い応募者

【選定順位2】審査項目③「使用期間」の点数が高い応募者

【選定順位3】審査項目⑤「その他」の点数が高い応募者

審査項目		配点	採点方法
①	名称	10点	施設にふさわしく、親しみやすい名称 <ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい 10点 ・普通 0点 ※命名条件を満たさない名称は選定対象外とします。
②	命名権料（年額）	50点	命名権料（年額）の相対評価 【点数】 配点×当該応募者の命名権料／応募者のうち最も高い命名権料
③	使用期間	20点	使用期間の相対評価 【点数】 配点×当該応募者の使用期間／応募者のうち最も長い使用期間
④	法人の地域貢献等の実績	10点	市内の店、支店又は営業所等の有無 【点数】 <ul style="list-style-type: none"> ・有 10点 ・無 0点
⑤	その他	10点	施設の利用者増加や魅力向上に繋がる提案（応募者による施設を利用したイベント開催など） 【点数】 <ul style="list-style-type: none"> ・提案あり 10点 ・提案なし 0点